

～ 桑名市建築開発関係手数料条例 別表第 4 関係【建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の手数料】～

- ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（法第 29 条又は法第 31 条）
- ・ 建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料（法第 36 条）

I. 手数料の額

(1) 住宅の場合【手数料①～③】

建築物の戸数/床面積		1 件当たりの手数料額（円）					
		市長が定める方法により技術的審査を受けた場合※		桑名市へ直接申請する場合			
				標準的な評価方法		簡易な評価方法 (36 条のみ)※	
		新規	変更	新規	変更	新規	
一戸建ての住宅【手数料①】		5,000	3,000	36,800	18,900	18,700	
共同住宅等	住戸部分【手数料②】	1 戸	5,000	3,000	36,800	18,900	18,700
		～ 5 戸	10,100	6,000	74,500	38,200	35,300
		～ 10 戸	17,300	10,400	104,800	54,100	51,200
		～ 25 戸	28,900	17,300	147,500	76,600	73,600
		～ 50 戸	48,400	29,000	211,900	110,800	111,100
		～100 戸	86,800	52,000	303,800	160,500	168,100
		～200 戸	137,400	82,400	411,500	219,500	239,500
		～300 戸	173,600	104,100	539,600	287,100	309,500
		301 戸～	185,100	111,100	633,600	335,300	352,100
	共用部分【手数料③】	～ 300 ㎡	10,100	6,000	117,900	59,900	—
		～ 2,000 ㎡	28,900	17,300	194,500	100,100	—
		～ 5,000 ㎡	86,800	52,000	303,000	160,200	—
		～10,000 ㎡	137,400	82,400	389,100	208,300	—
～25,000 ㎡		173,600	104,100	465,100	249,900	—	
	25,000 ㎡超	217,000	130,200	541,700	292,500	—	

(2) 非住宅建築物の場合【手数料④】

建築物の床面積	1 件当たりの手数料額（円）					
	市長が定める方法により技術的審査を受けた場合※		桑名市へ直接申請する場合			
			標準的な評価法		簡易な評価方法※	
	新規	変更	新規	変更	新規	変更
～ 300 ㎡	10,100	6,000	260,400	131,200	93,800	47,900
～ 2,000 ㎡	28,900	17,300	415,100	210,400	157,300	81,500
～ 5,000 ㎡	86,800	52,000	590,900	304,100	254,700	136,000
～10,000 ㎡	137,400	82,400	724,700	376,100	332,600	180,000
～25,000 ㎡	173,600	104,100	854,200	444,400	399,800	217,200
25,000 ㎡超	217,000	130,200	975,000	509,200	469,000	256,100

※表中「市長が定める方法により技術的審査を受けた場合」「簡易な評価方法」は平成 29 年桑名市告示第 89 号に定めています。額とします。

## Ⅱ. 申請ケース別 手数料額の算定方法

※【手数料①～④】は、「Ⅰ. 手数料の設定額表」に示す金額とする。

ケース名	申請部分	手数料額の算定方法
◆「一戸建ての住宅」の場合		
ケース[A]	建築物全体	【手数料①】
◆「共同住宅等」の場合		
ケース[B-1]	住戸部分	【手数料②】 ※【手数料②】：申請にかかる戸数の区分で算定
ケース[B-2]	建築物全体	【手数料②】 + 【手数料③】
ケース[B-3]	建築物全体+住戸部分	※【手数料②】：総戸数の区分で算定
◆「非住宅建築物」の場合		
ケース[C]	建築物全体	【手数料④】
◆「複合建築物（住宅+非住宅）」の場合		
ケース[D-1]	住戸部分	【手数料①】 又は 【手数料②】 ※【手数料②】：申請にかかる戸数の区分で算定
ケース[D-2]	建築物全体	(【手数料①】 又は 【手数料②】) + 【手数料③】 + 【手数料④】
ケース[D-3]	建築物全体+住戸部分	※【手数料②】：総戸数の区分で算定

※【手数料②】：「申請にかかる戸数」又は「総戸数」のうち上記表に示す区分で算定

※【手数料③】：「共同住宅等の共用部分の床面積」に応じた区分で算定

※【手数料④】：「非住宅部分の床面積」に応じた区分で算定

## Ⅲ. その他（用語の定義等）

### 1. 用語の定義

- (1) 「一戸建ての住宅」とは、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しない一戸の住宅をいう。
- (2) 「共同住宅等」とは、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しない長屋建住宅及び共同住宅をいう。
- (3) 「非住宅建築物」とは、人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。
- (4) 「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- (5) 「共用部分」とは、共同住宅等のうち、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。

### 2. 認定の申請に併せて建築確認に相当する審査を申し出る場合

申請者がエネルギー消費性能向上計画認定（法第 29 条又は法第 31 条）の申請に併せて建築確認に相当する審査を申し出る場合は、別途建築確認申請と同額の手数料を加算し徴収します。

### ※手数料の払い込みについて（お知らせ）

- 手数料は、県収入証紙ではなく、現金による金融機関への払い込みとなります。
- 桑名市役所本庁舎内の指定金融機関受付時間は、午前9時から午後3時迄です。

【問い合わせ先】桑名市 都市整備部 建築開発課 建築審査係（TEL：0594-24-1218）